

「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例」施行に向けた説明会

千葉県警察本部
生活安全部風俗保安課

第1章 条例の概要

条例制定の趣旨や条例の骨子などについて説明します。

第2章 施行規則

申請要領や詳細なルールなどについて説明します。

第3章 Q&A

多く寄せられる質疑や疑問点などについて説明します。

第1章 条例の概要

第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

1 条例制定の趣旨

県内における金属類の盗難被害が急増している現状を踏まえ、県内の被害実態から、電線、グレーチング、マンホールの蓋、敷板、足場板等の金属製の物品（古物営業法に規定する古物を除く。）を特定金属類とし、これらが不正に取得され、流通することを抑制するため、特定金属類を売買等する営業である特定金属類取扱業について必要な規制を定めるとともに、これに違反した場合の罰則等を規定する条例を制定したものの。

第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

2 規制対象品となり得る品目（一例）

電 線



グレーチング



マンホールの蓋



敷鉄板



足場板



銅板の建築材料



※ このほかにも・・・

- ハンドホールの蓋
- 消火栓の蓋
- 防火水槽の蓋
- 案内板に用いられる板
- 橋、学校その他の施設の名称が表示された板

※写真は屋根材

第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

これらの金属類を業として売買・交換等する場合は、「特定金属類」か「古物」の必ずどちらかに該当します。

本来の使用目的で使えない廃製品
(切断・破損などしている)

特定金属類取扱業の許可



本来の使用目的でまた使える物品

古物営業の許可



**特定金属類、古物の両方を取り扱う場合は、
「特定金属類取扱業」・「古物営業」の両方の許可が必要です！**

※ 千葉県内に営業所がない県外事業者の方も県内で特定金属類の取引をする場合は、
本条例の許可が必要です。

3 経過措置期間

施行・・・令和7年1月1日



既に特定金属類の売買等をしている既存業者の方も許可の取得が必要となります。

経過措置・・・令和7年6月30日まで

※ 令和7年6月30日までに許可の申請をしなくてはなりません。

第1章 条例の概要 ② 許可取得のルール

1 許可の取得

- 事業者ごとに許可を取得してください。
※ 営業所ごとではありません。
- 千葉県内に営業所がなくても、千葉県内で行商により営業する場合も許可が必要となります。

2 手数料

許可申請・・・19,000円

第1章 条例の概要 ② 許可取得のルール

3 許可が必要な営業

特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業。

ただし、以下の営業を除く。

- ① 特定金属類の売却のみ or 売却した相手方から買受けるのみを行う営業
- ② 新品の特定金属類のみを売買等する営業
- ③ 自ら使用するために特定金属類を買い受けるのみの営業
(※ 原材料として利用できる状態にすることを除く)

第1章 条例の概要 ② 許可取得のルール

4 許可を受けられない方

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者（本条例の一部（無許可営業、偽り・不正手段による許可の取得、名義貸し、営業停止命令違反）、刑法（財産犯、粗暴犯等））
- ③ 暴力団員等
- ④ 本条例の許可を取り消され、5年を経過しない者
- ⑤ 本条例の許可の取消しに係る聴聞の期日等から当該取消しをする日等までの間に廃止の届出書を提出した者
- ⑥ 心身の故障により特定金属類取扱業を適正に実施することができない者
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑥に該当するもの
- ⑧ 法人でその役員のうち①～⑥に該当する者があるもの
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第1章 条例の概要 ③ 遵守事項等

1 本人確認

特定金属類の買受け等の際、取引の相手方に身分証明書の提示を求めるなど、確実な本人確認をしなければなりません。

2 取引の記録の作成・備付け等

特定金属類を取引したときは、その記録を作成し、3年間営業所において備え付けなければなりません。

3 行商人証の携帯

行商をするときは、行商人証を携帯しなければなりません。
取引の相手方から求められたときは行商人証を提示しなければなりません。

第1章 条例の概要 ③ 遵守事項等

4 標識の掲示

営業所ごとに見えやすいところに標識を掲示しなければなりません。

5 不正品の申告

買受け等をしようとする特定金属類に不正品の疑いがあるときは直ちに警察官に申告をしなければなりません。

6 差止め

買受け等をした特定金属類に盗品等の疑いがあるときは警察本部長等の保管命令により保管しなければなりません。

第1章 条例の概要 ③ 遵守事項等

7 品触れ

警察本部長等から発せられた盗品等の書面（品触れ）を6か月保存しなければなりません。

品触れに記載された盗品等を所持していたときは、直ちに警察官に届け出なければなりません。

8 変更や廃業の届出

申請内容に変更があったときや、廃業する場合等には変更内容や廃業等する旨、届け出なければなりません。

第1章 条例の概要 ④ 公安委員会による監督

1 報告徴収・立入検査

- 盗品等に関し必要な報告、資料等の提出を求めることがあります。
- 必要により、警察職員が営業所等への立入検査を行います。

2 指示・営業停止等

- この条例等の規定に違反した場合、指示・営業停止・許可取消し等の行政処分の対象となります。

第1章 条例の概要 ⑤ 禁止事項・罰則等

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 無許可営業
- 偽り・不正手段による許可の取得
- 名義貸し、営業停止処分等（取消し）違反

6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- 取引における本人確認義務違反
- 帳簿の備付け等（保存）義務違反
- 品触れ相当品届出義務違反
- 帳簿等記載義務違反又は虚偽記載違反
- 帳簿等の毀損、亡失、滅失等の届出義務違反又は虚偽の届出違反
- 品触書保存等義務違反、差止め命令違反

第1章 条例の概要 ⑤ 禁止事項・罰則等

20万円以下の罰金

- 許可申請書等（添付書類）虚偽記載違反

10万円以下の罰金

- 変更届出義務違反
- 廃業等届出義務違反
- 行商人証携帯等義務違反
- 標識掲示義務違反
- 報告義務等（虚偽報告）違反
- 立入り等（帳簿等の検査）の拒否等（拒み、妨げ、又は忌避）違反

第1章 条例の概要 ⑤ 禁止事項・罰則等

罰則なし

- 行商人証提示義務違反
- 不正品申告義務違反
- 指示処分違反

※ 行政処分の対象にはなりません。

第2章 施行規則

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則

第2章 施行規則 ① 申請要領

1 許可申請をする警察署

- 千葉県内に営業所を設けるとき

主たる営業所の所在地の所轄警察署

- 千葉県内に営業所を設けないとき

千葉県内において行商をしようとする区域のうち、主な区域の所轄警察署

第2章 施行規則 ① 申請要領

2 許可申請書記載事項

- 氏名及び名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 営業所の名称及び所在地
- 行商をしようとする者であるかどうかの別
- 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

等

第2章 施行規則 ① 申請要領

3 許可申請時の添付書類（申請者が個人である場合）

- 最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し
- 条例第4条第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村の長の証明書
- 未成年者で特定金属類取扱業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、当該許可を受けていることを証する書面等

第2章 施行規則 ① 申請要領

4 許可申請時の添付書類（申請者が法人である場合）

- 定款及び登記事項証明書
- 役員に係る最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し
- 役員に係る破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村の長の証明書
- 役員に係る条例第4条第1号から第6号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 法人に係る条例第4条第9号に該当しないことを誓約する書面

第2章 施行規則 ① 申請要領

5 変更の届出

○ 変更の届出が必要な事項

※ 許可申請に記載した事項に変更があった場合

- ① 氏名及び名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 営業所の名称及び所在地
- ③ 行商をしようとする者であるかどうかの別
- ④ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所 等

○ 変更届での期限

- ・ 3日前まで・・・営業所の名称及び所在地
- ・ 14日以内・・・その他の事項

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

1 行商人証 ※ 御自身で作っていただきます。

- プラスチック又は同程度以上の材質
- 色の指定はなし
- 縦5.5センチ×横8.5センチ
- 記載事項 行商をする者の氏名及び生年月日
特定金属類取扱業者の氏名又は名称
特定金属類取扱業者の住所又は居所
許可番号 千葉県公安委員会第●●●●号

※ 定められた記載事項以外の表示の禁止

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

2 標識 ※ 御自身で作っていただきます。

- プラスチック又は同程度以上の材質
- 色は白色地に黒文字
- 縦21.0センチ×横29.7センチ（A4サイズ）
- 記載事項 特定金属類取扱業者の氏名又は名称
許可番号

※ 定められた記載事項以外の表示の禁止

+

● ウェブサイトへの掲載が必要

- ① 氏名または名称 ② 許可番号

※ 常時使用する従業者が5名以下orウェブサイトを持していない場合は除く

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

3 買受け等の相手方の確認方法

※ 総額1万円以下の取引の場合等は不要

- ① 対面して取引する場合
 - 身分証明書等の提示を受ける
 - 面前で署名させた、住所、氏名等が記載された文書を受け取る
- ② 対面しないで取引する場合
 - 条例施行規則第12条第3項1号～13号のいずれかの措置をとった場合
 - 一例・印鑑登録証明書とその印鑑を押した文書の送付を受ける
 - ・本人限定受取郵便を送付し、その到達を確かめる
 - ・買取代金を本人限定受取郵便で送る契約を結ぶ

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

4 取引の記録義務（3年間保存）

① 記録の方法（次のいずれか）

- 帳簿への記載（規則第7号様式）
- 帳簿に準ずる書類への記載（記載事項が網羅された書類 or 伝票）
- 電磁的方法による記録

② 記載事項

- 取引年月日、区別
- 特定金属類の品目、特徴、数量
- 相手方の確認方法
- 取引の相手方の住所、氏名等

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

③ 電磁的方法による記録を保存する場合の基準

- ログを取得すること
- ログインに際し、識別及び認証を行うこと
- バックアップは、定期的に行うこと
- 情報システムを起動させるときは、コンピュータ・ウィルスのチェックを行うこと

等

第3章 Q&A

第3章 Q&A

- Q1 古物と特定金属類の違い
- Q2 特定金属類の限界
- Q3 許可が必要な営業の具体例
- Q4 許可が不要な場合の具体例
- Q5 条例第2条第2項第3号の括弧書きの意味
- Q6 届け出るべき営業所
- Q7 対面での確認方法
- Q8 非対面での確認の方法
- Q9 帳簿の記載方法

第3章 Q&A

Q1 古物と特定金属類の違い

特定金属類とは、条例第2条第1項の物品から古物を除いたものであり、具体的には
“新品・廃製品”
が該当する。

＜物品の状態変化と規制法令＞

新品⇒	古物⇒	廃製品⇒	金属屑
(条例)	(古物営業法)	(条例)	(規制無し)

第3章 Q&A

Q1 古物と特定金属類の違い

廃製品～本来の使用目的で使えない物品

例 電線



第3章 Q&A

Q1 古物と特定金属類の違い

廃製品 本来の使用目的で使えない物品

例 グレーチング



第3章 Q&A

Q2 特定金属類の限界

特定金属類は、金属素材の原料とするためヤード等において破砕、切断、圧縮等が行われることがあるが、どこまで破砕等が進めば特定金属類でなくなるか。

※ 規制のない単なる金属屑になる目安

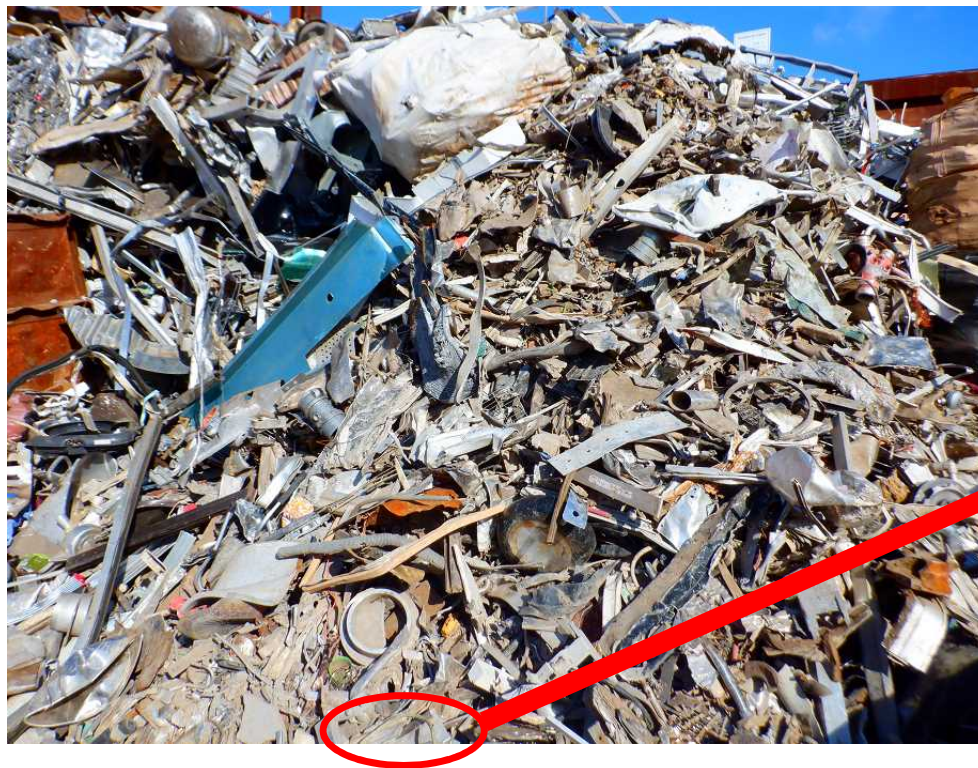
客観的に見て、外見上、特定金属類であるとの判別が困難となるほど破砕等が進んだ場合。

第3章 Q&A

Q2 特定金属類の限界

雑品やシュレッダー屑の取扱い

特定金属類と判別出来るものが含まれる限り規制対象



電線と判別できる物が混じっている

第3章 Q&A

Q3 許可が必要な営業の具体例

条例の規制が適用される取引は、両当事者が千葉県内にいる状態で“契約”が成立した場合に限られる。

- 地理的な条件（千葉県の地面の上でという意味）。
- 実際の物の移転（占有権）ではなく、物に対する支配権（所有権）の移転した時点。

第3章 Q&A

Q3 許可が必要な営業の具体例

取引とは、

金銭等の対価を支払って、特定金属類を手に入れること。

- ① 処理費用を相手からもらう場合⇒非該当
- ② 無償でももらう場合⇒非該当
- ③ 他法令の規定に基づき入手した中古家電等を解体して、中身の電線等取り出す場合⇒非該当

第3章 Q&A

Q3 許可が必要な営業の具体例 事例①（対面取引）



第3章 Q&A

Q3 許可が必要な営業の具体例 事例②（対面取引・出張買取）



第3章 Q&A

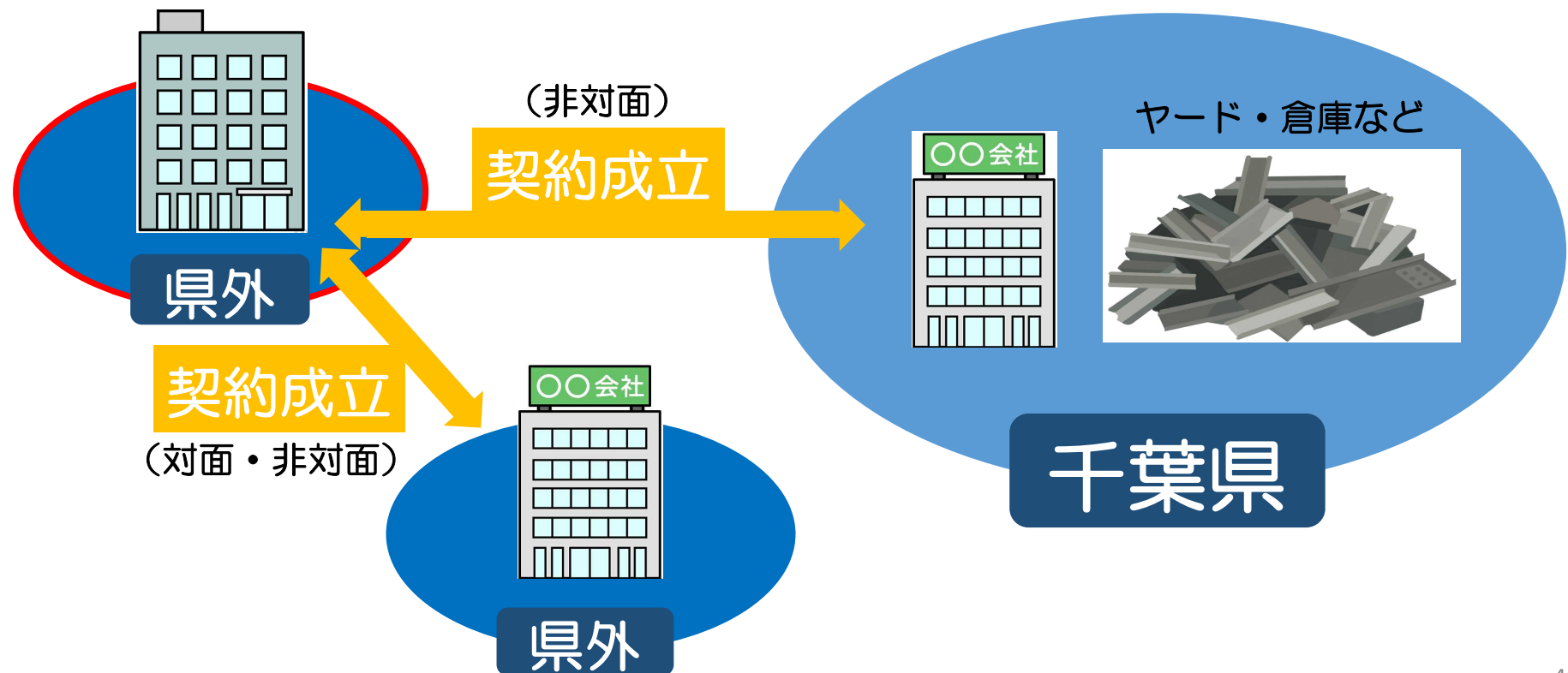
Q3 許可が必要な営業の具体例 事例③（非対面取引）



第3章 Q&A

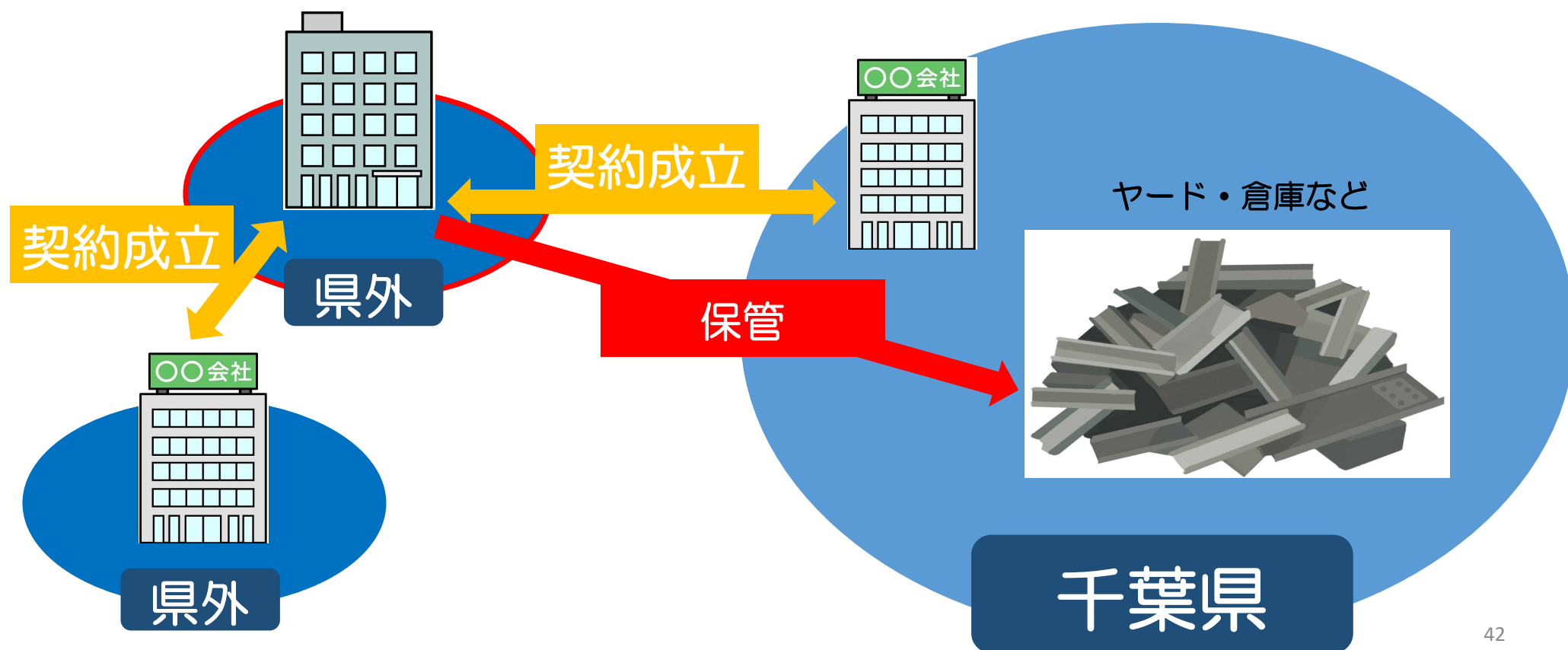
Q4 許可が不要な営業の具体例

事例① 取引の双方又は一方が県外に所在する場合。



第3章 Q&A

Q4 許可が不要な営業の具体例 事例② 保管先が県内である場合



第3章 Q&A

Q5 条例第2条第2項第3号の括弧書きの意味

「その全部又は一部を原材料として利用することができる状態にすることを除く」とは、**自らの営業であっても、購入した特定金属類を溶解、破碎、切断、圧縮等により原材料化（チップ化、細分化）する場合は除外規定に該当しないことを意味する。**

※ 規制すべき業者を除外しないための措置

第3章 Q&A

Q5 条例第2条第2項第3号の括弧書きの意味

製鉄会社や製造メーカーの許可の必要性

原材料化（チップ化、細分化）されたものののみを購入する場合であれば許可は不要であるが、特定金属類を原料として購入し、自社で溶解、破碎、切断、圧縮等をする場合は、許可が必要。

※ 購入が本条例の取引に該当する場合に限る。

第3章 Q&A

Q6 届け出るべき営業所①

営業所とは、

特定金属類取扱業を営む上で拠点となる場所

- ・ 対面取引の場所や行商の出発地となるヤード
 - ・ 非対面取引を行う事務所
- ※ 単なる保管場所は含まないが、条例の義務の一端を担う場所であれば含まれる（帳簿の記載、備え付け）

第3章 Q&A

Q6 届け出るべき営業所②

複数の営業所を有する事業者の場合、条例に係る取引を行う営業所だけが届出義務の範囲

A事業者は、B・C・Dの3カ所の営業所で金属類の取引を行っているが、その内、条例の取引に該当する取引を行うのは「B営業所」だけである場合。

B営業所のみを営業所として届け出る。

第3章 Q&A

Q6 届け出るべき営業所③

A事業者は、B・Cの2力所の営業所を有し、条例の取引に該当する取引はB営業所のみで行っているが、当該取引の納品をC営業所で受け、帳簿の記載、備え付けについてはC営業所で行っている。

B、Cの両営業所を営業所として届け出る。

※ 帳簿は営業所に備え付ける必要がある。
(条例第14条第1項)

第3章 Q&A

Q7 対面での確認方法

1 身分証明書等により確認する。

運転免許証、マイナンバーカード 等

※1 相手方から承諾を得るなどして、可能な限り写しを作成する（任意）。

マイナンバーカードの裏面複写の不可など、個人情報の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律」を参照。

※2 法人間の取引であっても、取引の相手方となる担当者の身分確認が必要となる。

第3章 Q&A

Q7 対面での確認方法

2 相手方から、住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書の交付を受ける。

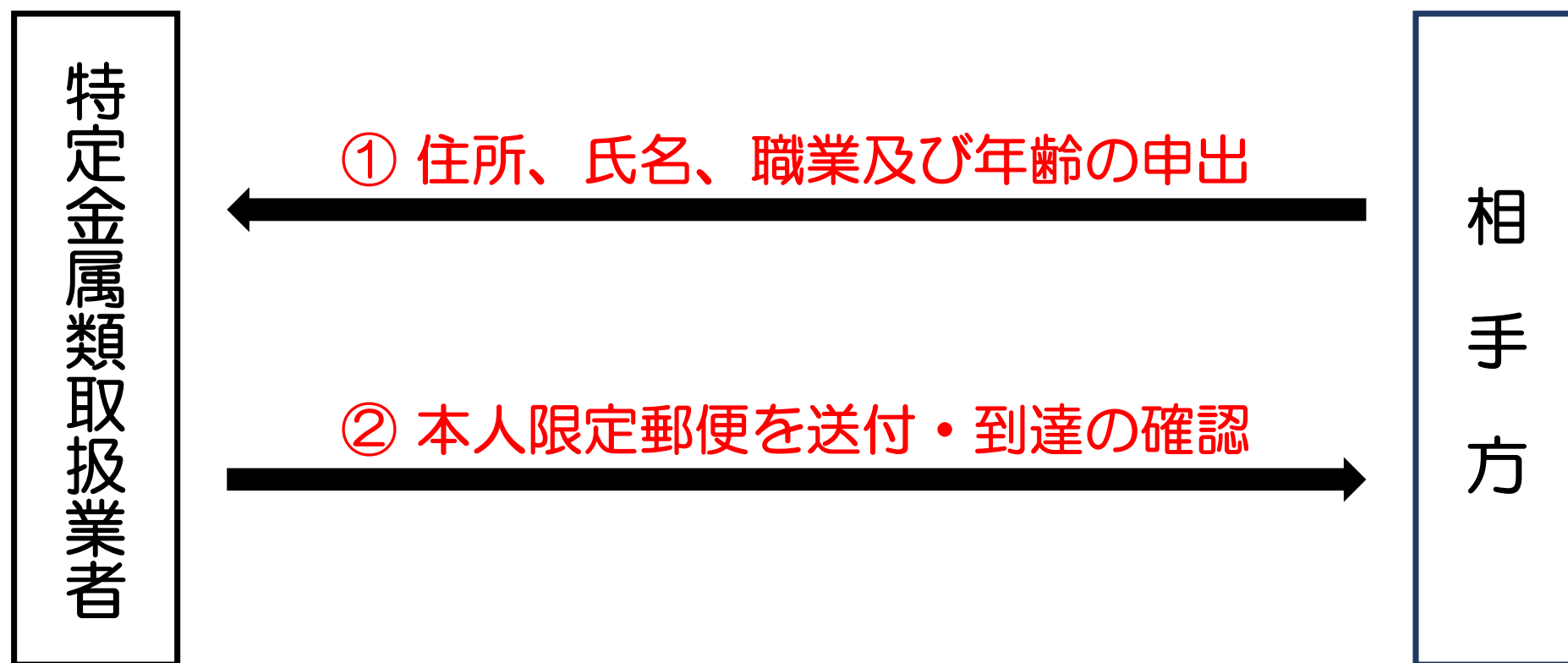
- 必要事項が記載された文書の交付を受ける。
- 事業者側の帳簿等に必要事項を記載させる。
- 必要事項が印刷された取引伝票に署名させる。

※ 取引の迅速化に向けたリピーターへの対応を想定した確認方法であることに留意。

第3章 Q&A

Q8 非対面での確認方法

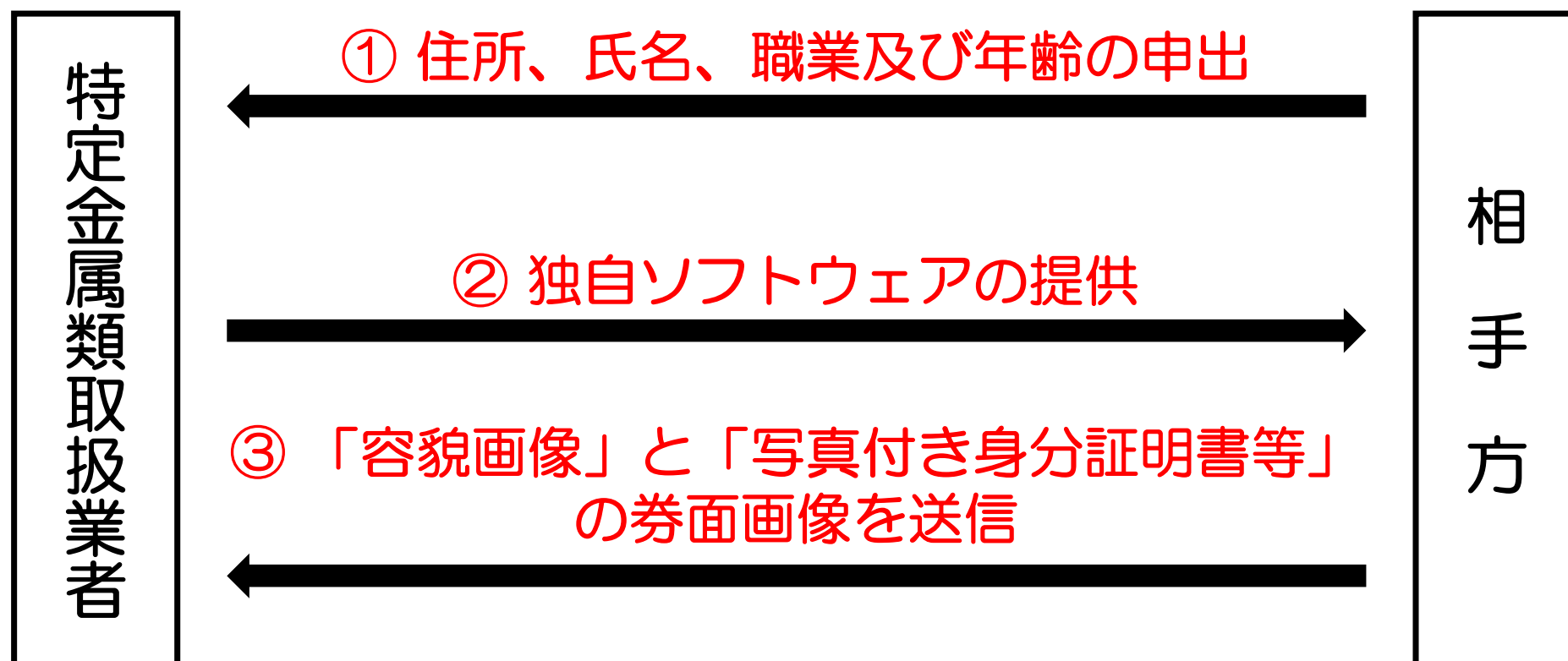
例1 (規則第12条第3項第2号)



第3章 Q&A

Q8 非対面での確認方法

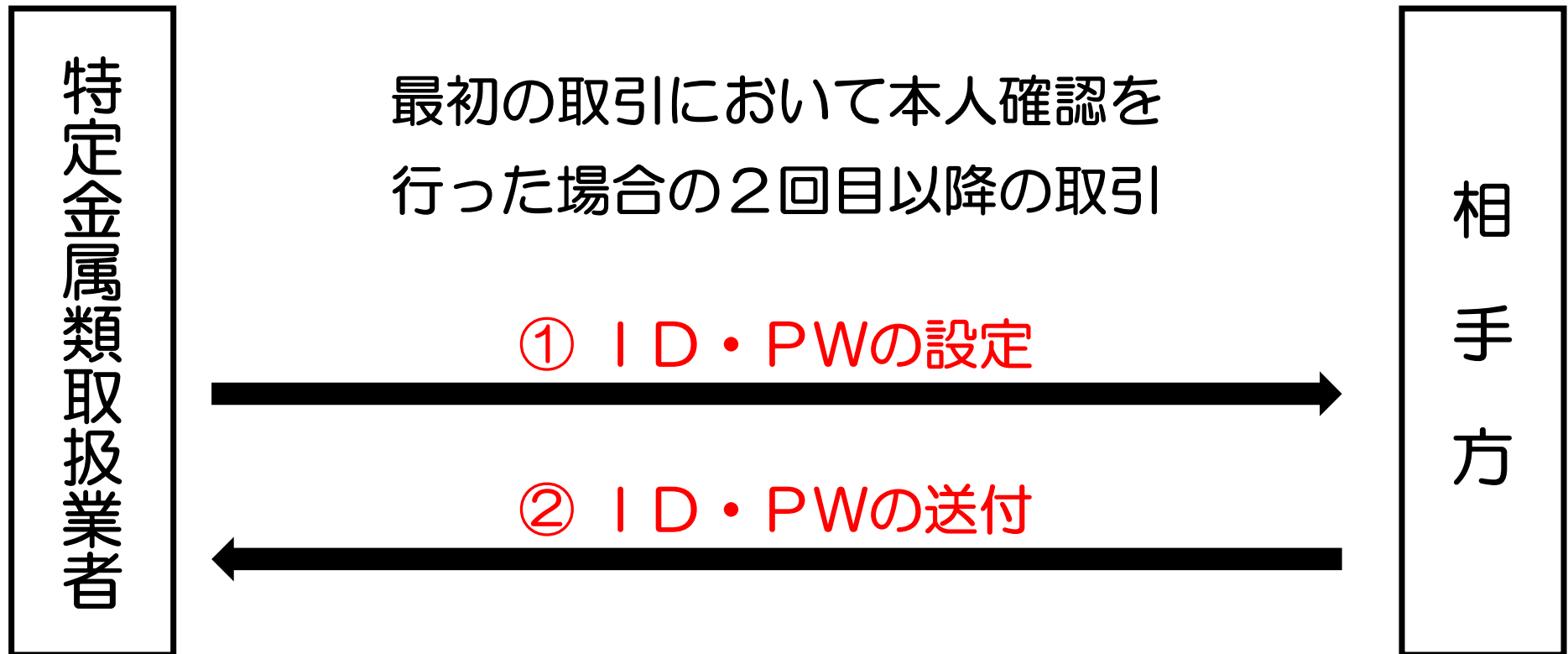
例2（規則第12条第3項第8号）



第3章 Q&A

Q8 非対面での確認方法

例3（規則第12条第3項第13号）



第3章 Q&A

Q9 帳簿の記載方法 ＜単体取引の場合＞

	年月日	区分	取引した特定金属類			相手方の真偽を確認するためにとった措置の区分(及び方法)	取引の相手方				
			品目	特徴	数量		住所	氏名	職業	年齢	
①	R6.1.15	買受け	電線	約1メートルごとに切断被覆に〇〇と記載	15本	運転免許証	千葉市中央区 1-1-1	甲野 一郎	〇〇株式会社	40歳	
②	R6.1.16	交換	電線	銅色のものが絡み合っている裸電線	20kg	面前署名	千葉市若葉区 2-2-2	乙山 二郎	有限会社□□	50歳	
③	R6.1.17	委託	マンホール	概ね4分割に割れているチーバくん柄	8枚	保険証	市原市市原 3-3-3	丙川 三郎	無職	35歳	
④	R6.1.18	買受け	グレーチング	端部分がひしゃげている「歩道用」のシール貼付	10枚	電子署名の送付	佐倉市佐倉 4-4-4	乙谷 四郎	自営業 (△△金属)	60歳	}
			敷鉄板	中央付近に腐食による穴 縦〇cm、横〇cm、厚〇cm 〇〇の刻印	3枚						

第3章 Q&A

Q9 帳簿の記載方法 〈雑品・シュレッダー屑取引の場合〉

	年月日	区分	取引した特定金属類			相手方の真偽を確認するためにとった措置の区分(及び方法)	取引の相手方				
			品目	特徴	数量		住所	氏名	職業	年齢	
⑤	R6.2.15	買受け	電線 を含むシュレッダー屑	約50cmに切断 皮膜が白色	50kg	運転免許証	君津市君津 5-5-5	千葉 花子	株式会社〇〇	20歳	
⑥	R6.2.16	買受け	銅板、足場板 を含む雑品	(銅板) 全体がひしゃげている 縦〇cm、横〇cm 四隅に穴(3mm程度)	} 80kg	マイナンバー カード	八千代市八千代 6-6-6	房総 太郎	□□有限公司	50歳	}
				(足場板) 中央付近にひび割れ 縦〇cm、横〇cm							

終了



ご静聴ありがとうございました。